豊能町公民連携ガイドライン

令和5年12月

豊能町公民連携デスク

(事務局:総合政策課)

1 ガイドラインの目的

多様化・高度化する住民ニーズへの対応や地域の課題解決のため、民間企業、学校法人、 NPO法人を始めとする各種団体(以下「企業等」といいます。)など、様々な主体との連携によるまちづくりが不可欠となっています。

企業等においても、地域活性化や社会貢献などを目的に、地方公共団体と双方の資源を 有効活用しながら相互連携事業に積極的に取り組むケースが見受けられます。

このガイドラインは、企業等のノウハウやネットワークを持続可能な形で活用し、町単独で実施するよりも効果的な住民サービスの提供に努めるため、公民連携に関する本町の基本的な考え方について整理したものです。

2 総合まちづくり計画における位置づけ

【基本施策】まちを好きと思ってもらえる移住・定住促進

【施 策】みんなが「住み続けたくなる」定住促進

【主要な取組み】公民連携による活気あるまちづくり

【内容抜粋】・民間企業や大学のデータ収集や分析力を活かした取組み推進

- ・公民連携による行政サービスの提供などを促進
- ・公だけでは担えないサービスを民間の力で補い、新しい魅力の創出

3 連携のかたち

(1)包括連携協定

個別の分野に限定せず、多岐にわたる分野において「包括的」な取組みを進めていくために締結する協定

(2) 個別連携協定

当該分野と関連のある所属で個別に締結する協定

4 連携分野

個別連携協定または包括連携協定を締結するにあたっては、本町が推進するべき政策として、以下に掲げる分野を踏まえた取り組みを連携事項として協定に規定するものとします。

なお、連携事項の内容が3以上の分野にまたがり、かつ、具体的な取り組みとして協定締結時点で1つ以上の事業の実施が予定されている場合は包括連携協定を締結することとし、それ以外の場合は個別連携協定を締結するものとします。

<連携分野>

- (1)福祉
- (2)健康・医療
- (3)産業・雇用
- (4) 観光
- (5) まちづくり
- (6) 子育て・教育
- (7) 文化・スポーツ

- (8)環境·農林水産
- (9) 防災·防犯
- (10) インフラ・行政管理
- (11) その他必要な分野

5 事業実施に向けた事前協議にあたっての本町の考え方

- (1)取り組みの実現に向け、本町と企業等の双方にとってメリットが生まれるよう、対等な立場での継続的な連携が築けるよう協議を進めます。
- (2)協働でのまちづくりの活性化につなげるため、企業等に本町の課題について共有し、 有効性のある取り組みとなるよう十分に協議します。
- (3)本施策の効果的な展開を図るため、実施する事業に関連するSDGsのゴール及び 達成したい目標をあらかじめ明確にします。
- (4) 本町における地域課題や過去の取組状況などを考慮し、事業の実現性が十分にあることをあらかじめ確認します。
- (5) 連携により企業等が実施する活動が利益確保に偏重したものとならないように留意します。

6 事業の実施にあたっての本町の考え方

- (1) 事業の進捗状況について、定期的に確認をします。
- (2) 本町と企業等との連携協定の締結状況については、ホームページ等においてその内容を発信します。

7 公民連携デスクの設置(相談窓口)

企業等からの公民連携に関する相談等のワンストップ窓口として、総合政策課内に「公 民連携デスク」を設置します。

公民連携デスクは、企業等からの相談があった場合に、取組分野に係る担当課との役割を次のように分担し、必要に応じて担当課を支援するとともに、関係課を交えて調整を行います。

		包括連携協定		個別連携協定	
		担当課	連携デスク	担当課	連携デスク
事前協議	提案受付		0	0	
	提案内容の確認及び協議	0	0	0	
協定締結	協定の締結		0	0	(合議)
	公表(HP、議会、報道提供など)		0	0	
事業実施	事業の実施	0		0	
	事業の進捗管理	0		0	

8 連携協定の相手方の要件

- (1)必ずしも町内に本社または支店、事務所等を有する必要はありません。
- (2) 国及び地方公共団体は除きます。また、個人も除きます。
- (3)企業等の業態が次のいずれにも該当しないこと
 - ・法令等に違反する行為を行ったものまたはこれに類するもの。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するものまたはこれに類するもの。
 - ・ギャンブルに係るもの(公営事業を除く。)
 - ・法律に定めのない医療類似行為に係るもの。
 - ・暴力団、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する者)または暴力団員等(豊能町暴力団排除条例第条に規定する者)の関与が認められるもの。
 - ・人権侵害の事象があったものまたはこれに類するもの。
 - ・その他連携協定の対象としてふさわしくないと判断した者。

9 連携事業の要件

- (1) 提案を受け付ける連携事業は、町の費用負担は無償であることを原則とします。
- (2)次のいずれかに該当する場合は、受け付けできません。
 - ・企業等の直接的な営業または広告宣伝のみを目的とするもの。
 - ・政治的または宗教的目的を有するもの。
 - ・法令等に抵触するおそれがあるもの。
 - ・非科学的なものまたは迷信に類するもので利用者を惑わせ、もしくは不安を与える おそれがあるもの。
 - ・その他連携事業としてふさわしくないと判断したもの。